

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成21年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	富田林市

## 富田林市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富田林市産業まちづくり部農業創造課  
富田林市市民人権部環境衛生課

所在地 富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000

FAX番号 0721-20-2072

メールアドレス nou@city.tondabayashi.lg.jp  
eisei@city.tondabayashi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・アライグマ・カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	富田林市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	被害面積 0 a
		被害金額 0 円
シカ	森林、果菜類、葉茎菜類	被害面積 不明
		被害金額 不明
アライグマ	果菜類、果樹類	被害面積 3 a
		被害金額 4 5 3 千円
カラス	果菜類、果樹類	申告無し

(2) 被害の傾向

イノシシにおいては、依然として人里から離れた山林・農地等のみならず、民家周辺でも被害が発生しており、森林・竹林・耕作放棄地はもとより民家周辺の法面、水路、農地、道路等の掘り起こしが見られる。発生時期については、4月から11月が最も多いが、年間を通じて発生している。夜間・早朝に山あいの路上でも目撃情報が多数寄せられ、交通事故も発生しており、目撃・被害情報は南部中山間地域のみならず北部でも散見されるなど増加の一方である。

シカにおいては、令和6年度に本市初の捕獲が確認されたことを受けて本計画変更にて新規に設定したため、本市における被害の傾向の把握については今後の課題となる。

アライグマにおいても、農地は元より人家近くに出没するなど、被害地が年々拡大傾向にあり、捕獲頭数も上昇の傾向にあるため、早急な被害対策が望まれる。

また、カラスによる農作物の被害は、市全域で発生しており、早朝・夕方に集団で行動を行い、果樹、野菜に食害を与え、野菜等の植え付け時に被害が発生している状況である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ被害面積	被害面積 0 a	0 a
被害金額	被害金額 0円	0円
シカ被害面積	被害面積 不明	0 a
被害金額	被害金額 不明	0円
アライグマ被害面積	被害面積 3 a	2 a
被害金額	被害金額 453千円	450千円
カラス被害面積	※申告なし	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（公社）大阪府猟友会富田林支部と有害鳥獣捕獲等業務委託契約を締結し、イノシシの捕獲業務を実施</li> <li>・イノシシ捕獲用箱わなの設置</li> <li>・アライグマ捕獲檻の貸出し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会会員の高齢化に伴う捕獲体制の維持、わな等の狩猟免許保持者減少及び農業者の高齢化に伴う農地等の荒廃。</li> <li>・アライグマの冬季捕獲促進。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各農家が農地に設置する柵の補助事業実施（ワイヤーメッシュ、電気柵）</li> </ul> <p>令和 3年度：11,727m 令和 4年度：7,963m 令和 5年度：21,191m</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の設置区域の拡大。</li> <li>・防護柵のより効率的な集団施行。</li> <li>・放置森林竹林・耕作放棄地の適正管理。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

- 1) 地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。
- 2) 捕獲と防護の両面で被害防止対策を推進する。
- 3) 有害鳥獣の生息状況と生態調査を進める。
- 4) 隣接自治体や猟友会と連携した捕獲体制の確立を目指す。
- 5) 捕獲従事者の増員・育成対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・富田林市有害鳥獣対策協議会を設置、（公社）大阪府猟友会富田林支部との委託契約を行い、富田林市有害鳥獣捕獲隊(特措法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊とは異なる)による箱罠での捕獲を実施及び、被害防止対策の指導。
- ・市民へのアライグマ捕獲檻の貸出。
- ・農業従事者による狩猟免許の取得とイノシシ・シカの捕獲を実施し、国の鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業を活用し捕獲活動経費を支援。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6～8年度	イノシシ シカ	・各地域に箱わなを設置し、実行組合を中心に、日常管理及び捕獲。 ・有害鳥獣捕獲隊による箱わなでの捕獲。 ・猟友会による捕獲。
	アライグマ	・アライグマ捕獲檻を貸出して捕獲。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画、大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、捕獲を行う。</li> <li>・また捕獲実績を踏まえ被害防止の目的を達成するための必要最小限の有害鳥獣捕獲を行う。</li> </ul> <p>【イノシシ捕獲実績】 R3 30頭、R4 117頭、R5 67頭            【シカ捕獲実績】 R3 0頭、R4 0頭 R5 0頭            【アライグマ捕獲実績】 R3 105頭、R4 105頭、R5 119頭</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	160	160	160
シカ	10	10	10
アライグマ	150	150	150

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシについては、大阪府イノシシ第二種鳥獣保護管理計画に基づく捕獲に加え、年間を通じて有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施。</li> <li>・シカについては、大阪府シカ第二種鳥獣保護管理計画に基づく捕獲に加え、年間を通じて有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施。</li> <li>・アライグマについては、捕獲檻を用いた農家等による捕獲</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
富田林市 (平成19年4月権限委譲済)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ シカ アライグマ カラス	金属柵 延長 2,000m	金属柵 延長 2,000m	金属柵 延長 2,000m
	電気柵 延長 3,500m	電気柵 延長 3,500m	電気柵 延長 3,500m
	防除網 延長 500m	防除網 延長 500m	防除網 延長 500m
	計 6,000m	計 6,000m	計 6,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6～8年度	イノシシ シカ アライグマ カラス	猟友会への委託による適正な捕獲 市単独事業の実施(ワイヤーメッシュ等) 被害防止対策知識の普及と啓発 防護柵や箱罠の購入 新規狩猟免許取得の啓発 猟友会へのアライグマ措置業務の委託

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富田林警察署	安全確保に関する事
(公社)大阪府猟友会富田林支部	有害獣捕獲に関する事
富田林市	対処全般に関する事

(2) 緊急時の連絡体制

別紙1に記載
--------

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲鳥獣の処理について、イノシシ・シカは、焼却処分、もしくは捕獲現場等での埋設等処理。
- ・アライグマは安楽死措置後、焼却処分。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
大阪南農業協同組合	有害鳥獣の農地被害状況に関する事
富田林市農業委員会	有害鳥獣の農地被害状況に関する事
富田林市農業実行組合長会	有害鳥獣の農地被害状況に関する事
大阪府南河内農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府農業共済組合	有害鳥獣の農地被害状況の集計に関する事
大阪府森林組合	有害鳥獣の山林被害情報収集に関する事
大阪府猟友会富田林支部	有害鳥獣の情報収集・捕獲・技術講習
富田林市	有害鳥獣に係わる助言・協議会事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害の軽減のためには、防護・捕獲・環境整備が重要である。  
防護については、鳥獣被害防止総合対策交付金や富田林市農作物被害防止柵設置事業補助要綱に基づき侵入防止柵の設置等を推進する。  
捕獲については、（公社）大阪府猟友会富田林支部のもと指導、調査・研究等を進め適正な捕獲に努め、狩猟免許取得者の増加を目指す。  
農地・山林所有者に草刈等を推進し、農地での収穫残渣等エサになるものの放置をやめさせる等、獣害が発生しにくい環境作りに努める。